

開示実施手数料の減額（免除）について

様

（開示請求者）

印

（行政機関の長）

令和 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる行政文書の名称とその開示の実施方法

行政文書の名称：

開示の実施の方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に中央労働委員会会長に対して審査請求をすることができます。